

実務者のための

# 知財羅針盤

Chizai Rashimban

本稿は、知財にまつわるトピックや法制度など、知財の実務に関する情報を、プロシード国際特許商標事務所の鈴木康介弁理士が分かりやすく解説していきます。

※1) 日本国内法では、出願から1年6カ月で出願内容が公開される。

※2) 日本の特許権は、日本国内でしか効力がない。また、中国の特許権も中国国内でのみ有効である。PCTに基づく国際出願制度はあるが、国際特許権は存在しない。南アフリカなど一部の国では無審査で登録されるが、日本、米国、中国などでは国ごとに審査し、特許権を付与している。

※3) 日本国内法では、新規性(特許法29条1項)、進歩性(同29条2項)で規定されている。

## 中国新幹線問題

2011年6月28日、中国企業が日本企業の新幹線の技術を国際特許出願したというニュースがあり、日本の技術が盗用されたと一部のメディアが報じた。

### 【コメント】

#### 1. 背景

今回の新幹線の問題には、一般的には知られていない課題がありました。

#### 1. 特許出願された内容は、一定期間公開されない<sup>※1</sup>

出願人が明かさない限り、第三者は、その内容を知ることはできません。今回、中国企業が日本の技術を盗用して新幹線(高速鉄道)関連の技術を特許出願したとされていますが、中国企業側から情報を得たうえで、日本企業が供給した技術と比較しなければ、盗まれたかどうかの判断はできないのです。

#### 2. すべての特許出願が特許権になるわけではない

特許出願は、国ごとに審査されます。そして、その国の要件(特許権を得るための条件)を満たすと特許権が付与されます<sup>※2</sup>。主要国では、要件の一つとして、新しい発明にしか特許権を付与しないという新規性の要件があります。

今回、中国企業によって特許出願された技術内容において、例えば、日本企業の当該技術が特許公報などで既に公開されていた場合、新規性の要件を満たさないとして、特許権が付与されない可能性が高いのです。

また、新規性の要件を満たしていても、主要国では進歩性という要件があります。進歩性の要件は、今まで知られている技術よりも優れていることが求められます<sup>※3</sup>。

仮に、公開されている日本企業の技術とほとんど変わらない内容だとすれば、進歩性の要件を満たさないとして、特許権が付与されない可能性が高いのです。

逆に、進歩性の要件が満たされるような技術内容であれば、中国側が独自開発した技術として考えてもいいのではないのでしょうか。

#### 3. 新幹線関連の特許は1つではない

某日本企業の鉄道関連の特許権は、国内だけでも数百件存在します。

例えば、新幹線は先端や車体の構造、カーブを曲がる際の傾斜制御システム、電源システム等、多彩な技術が使われています。

仮に、中国企業が独自技術を開発して特許権を取得しても、日本企業側はその権利範囲を回避すればいいのです。

また、中国企業が米国で新幹線（高速鉄道）を売ったとしても、その新幹線に日本企業の特許発明が使われていれば、日本企業側は、ライセンス・フィーや差し止めができる可能性があります。

## 2. 実務上の指針

中国では技術流出や模倣品等の問題が発生していますが、日本国内であっても共同開発や改良技術の取り扱いなど、ライセンスとライセンサー間では、さまざまな知的財産権の問題が生じます。

今回は、日本企業と中国企業だったため話題になりましたが、日本の国内企業同士でも起こり得る問題です。

今回の事件を中国で起きたよくある技術流出事件の一つとしてみるのではなく、自社が知的財産権制度を理解しているか、不利な契約を結んでいないかなどについて考える契機の一つとして捉えることをお勧めします。

### 偽アップルストア

2011年7月、中国雲南省昆明で偽アップルストアおよび偽IKEAの存在が発覚し、話題となっている。

## 【コメント】

### 1. 背景

これまで、中国において模倣品の販売が発見されることはありました。しかし今回、店舗イメージを模倣した偽アップルストアが複数店舗、さらに、偽IKEAの存在が明らかとなりました。

なお、発見された偽アップルストアの一部の店舗は当局により営業停止処分となったそうです。

## 2. 実務上の指針

### 1. 商品の模倣の対応策

#### ① 商標権の取得

商標に化体した信用を保護する権利です。例えば、「アップル（苹果）」の商標は中国で登録されているので、アップルの商標を付した模倣品を販売する行為は、商標権の侵害になります。

#### ② 外観設計の取得

商品の外観を保護する権利です。例えば、登録されているノートパソコン等に外観が似た商品を販売する行為は、外観設計の侵害になります。

これらの2つの対処方法等を採用することによって、偽物の販売行為の防止が可能になります。

### 2. 店舗イメージ模倣の対応策

中国の反不正競争法5条(2)では、他人の著名な「装飾（店内の飾り付けや装飾）」を勝手に使用して、混同させ、購入者を誤認させ、競争相手に損害を与えてはならないとされています<sup>※4</sup>。

そして、司法解釈で「装飾」は、店舗の装飾、営業に使用される道具のデザイン、店員の服装等、構成する独特の風格を備えた全体のイメージが該当するとされています<sup>※5</sup>。アップルストアの装飾が、中国で著名と認定された場合、反不正競争法で偽アップルストアへの権利行使が可能となります。

※4）反不正競争法5条

事業者は以下に記載する不正手段を用いて、市場取引をし、競争相手に損害を与えてはならない。

(2) 勝手に著名商品の特有な名称、包装、装飾（装演）を使用し、または著名商品に類似した名称、包装、装飾を使用して他人の著名商品と混同させ、購入者に当該著名商品であるかの誤認をさせること(筆者訳)。

※5）最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈

3条

事業者が営業する店舗の装飾、営業に使われる道具のデザイン、店員の服装などが構成する独特の風格を備えた全体のイメージは、反不正競争法の第5条の第(2)が規定する“装演”に認定することができる(筆者訳)。



©Kosuke.Suzuki

※6) 上の写真は筆者が撮影したアップルの正規販売代理店の入り口。

※7) 他にも、宋維河vs広州市越秀区東北菜風味餃子館や、ハルビン遠大順峰レストラン有限公司vs劉燕燕などが知られている。

※8) Google携帯『Nexus One』を立ち上げた2010年1月であれば、モトローラ・モビリティの時価総額はおよそ106億ドルで、モバイル事業の価値自体は、33億ドルと想定され、今回の買収価格の約半額の62億ドルで買収できたのではないかとわれている。

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20110818/365781/>

アップルは、中国において经销商制度(販売代理店制度)を採用しています。

筆者も中国の販売代理店に行ったことがあります。その店舗は銀座のアップルストアによく似ていました<sup>※6</sup>。

店内は、銀色系の内壁で、大きな机の上 に、「Mac book pro<sup>®</sup>」「Air Mac<sup>®</sup>」「iPad2<sup>®</sup>」等が展示され、自由に触れられるようになっていました。

また、店内で販売しているハードウェアはアップル製品のみで、アクセサリもマック対応品とiPad<sup>®</sup>対応品が販売されており、Windows<sup>®</sup>製品は一切販売されていませんでした。このように、アップルは販売代理店の内装や、陳列を指導することで、自社のブランドイメージを守っていると考えられます。

なお、中国においては、上海天府之国美食世界有限公司vs上海紅磨坊クラブ有限公司(1994年)や、米国スターバックスvs上海星巴克珈琲館有限公司(2003年)など、原告側が勝訴した裁判例があります<sup>※7</sup>。

---

### Google<sup>®</sup>とIBM<sup>®</sup>とMotorola<sup>®</sup>

---

2011年8月15日、IBM<sup>®</sup>から1000件以上の特許を取得したグーグルがモトローラ・モビリティを125億ドル(約9600億円)で買収すると発表した。

## 【コメント】

### 1. 背景

グーグルはオラクルにJavaの特許侵害

で提訴されています。さらに、アンドロイド端末メーカーである台湾のHTCや韓国のサムスンがそれぞれアップルに、モトローラがマイクロソフトに提訴されています。

グーグルは、自社の知財力を高めるために、ノートルの特許ポートフォリオの競争入札に参加したところ、アップル、マイクロソフト、ソニーなどの企業連合に敗れました。

このため、グーグルは、IBM<sup>®</sup>から1000件以上の特許を取得するとともに、モトローラ・モビリティを買収すると発表しました。

これによりグーグルは、自社に対する他社からの特許訴訟や、アンドロイド陣営の特許訴訟に対する一定の抑止力を有することになります。

### 2. 実務上の指針

今回、グーグルは、モトローラ・モビリティを買収するために前日の株価における60%以上のプレミアム価格を支払うことになりました。

これは、自社などが特許紛争に巻き込まれて交渉力が低い時期に買収したためだと思われます。

知的財産制度を生かして事業で勝つには、先読みが重要です。

グーグルもアンドロイド事業に進出した直後など、紛争に巻き込まれる前に特許を取得していれば、モトローラ・モビリティを高値で買収せずに済んだのかもしれない<sup>※8</sup>。

グーグルは、ノートルの買収に失敗した際、同社の法務責任者が「特許はイノベーションを促すための仕組みであるはずだが、最近はそのための武器として使用されている」と発言したようですが、今回、大量の特許権を入手した同社が他社に対して、今後どのように対応するかが注目されます。

## 不正競争防止法の改正

2011年6月8日、「不正競争防止法の一部を改正する法律」が公布された。

### 【コメント】

#### 1. 背景

今まで、営業秘密を侵害されたとして、刑事訴訟を行った場合、訴訟手続中に営業秘密の内容が公開されてしまうおそれがあったため、被害に遭った企業が告訴しにくいという問題がありました。

そこで、2009年の不正競争防止法改正の際、この問題に早急な対策を講じる旨の附帯決議がなされました。

また、アクセスコントロールを回避し、違法な海賊版ゲーム等を使えるようにする装置が増え、年間約1600億円以上の被害が生じているため、法改正の必要性が高まっていました。

#### 2. 実務上の指針

##### 1. 刑事訴訟手続の特例導入

刑事訴訟において、被害者である企業等から申し出があり、裁判所から秘匿決定が出た場合、営業秘密の内容を秘匿す

るため、別の呼称を使うことができるようになります。

また、裁判所が認めた場合、公判期日の期日において証人等の尋問および被告人質問を行うことができるようになります。これらの改正により、企業にとって重要な営業秘密が裁判手続において公開され、企業価値の損失を防止することができます。

##### 2. アクセスコントロール回避装置の規制対象の拡大

従来、アクセスコントロール回避機能“のみ”を持つ装置等が不正競争防止法による規制の対象となっていましたが、今回の改正により、“のみ”要件が外されました。

さらに、不正の利益を得る目的等でアクセスコントロール回避装置（装置の部品一式で容易に組み立てられるものやプログラム等も含まれます）を販売等した場合、懲役5年以下、500万円以下の罰金という刑事罰が導入されることになりました<sup>※9</sup>。

※9）不正競争防止法の一部を改正する法律について

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/koufu2.htm>



#### 鈴木 康介（弁理士）

プロシード国際特許商標事務所  
日本弁理士会価値評価推進センター  
副センター長  
日本弁理士会関東支部幹事

〒173-6045

東京都豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60 45階

TEL：03-5979-2168

[kosuke.suzuki@japanipsystem.com](mailto:kosuke.suzuki@japanipsystem.com)

<http://twitter.com/japanipsystem>

[www.facebook.com/Chinatradermark](http://www.facebook.com/Chinatradermark)